

企 画 部 関 係

平成 22 年度の車券売上高は平成 23 年 2 月末段階で、19 年連続の減少となる見込みであったが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、以降 3 月中の開催中止を余儀なくされたことから、車券売上高は 2 月末段階の見込みを更に下回る 6,349 億 8,819 万 6,600 円となった。

これにより減少率は前年度の 8.1%を大きく上回る 12.7%となり、売上減少が始まった平成 4 年度以降、初めて 10%を超える減少率となった。

このような状況のなか、施行者は開催経費の削減に懸命に努めているところであるが、本会においても、平成 23 年度の選手賞金および選手参加旅費の削減を行うとともに、産業構造審議会車両競技分科会競輪事業のあり方検討小委員会（以下、あり方委員会）において、交付金、選手制度、組織等、将来に亘って競輪事業を継続するための競輪制度全般に関する検討を行っている。

また、売上向上の施策として、重勝式勝者投票法の統一的な発売に向けた対応、新規顧客獲得を目指した女子選手による競輪競走等新規事業の検討実施、顧客満足度向上を目途とした各種施策について、競輪制度委員会を中心に協議検討を行い、施行者、関係機関等と調整を行った。

- 平成 22 年度まで売上高に連動した賞金総額の決定方法、下位賞金の廃止等、優勝劣敗を強化する賞金体系への改正を主張してきたが、平成 23 年度選手賞金については、売上高の減少と選手数の減少を加味し、より具体的な根拠に基づく削減を本会から要請したことに対し、(社)日本競輪選手会（以下、日競選）は平成 22 年度賞金表を変更しないことを要望するという中での交渉となった。

しかしながら、交渉においては具体的な賞金額の合意までには至らなかったことから、第 151 回中央登録競輪選手制度改善委員会（以下、中選委）において、委員長(委員長代理＝中沢車両課長)のあっせんにより、前年度比 31.8 億円減とする賞金総額 314 億円が決定した。

また、選手参加旅費についても、平成 23 年度から交通雑費（500 円）を廃止することとなった。

- 選手共済制度については、選手共済会が公益法人制度改革に基づき、一般財団法人への移行を目途としていることから、退職給付及び競輪選手年金の両事業を選手共済会から日競選に対して譲渡するとともに、同譲渡に伴い会員（選手）及び関係団体の助成金拠出方法を一部変更することになった。

また、共済制度の運営についても、これまで支給額等の改正を行ってきた

が、更に厳しい状況が続いていることから、共済制度改善委員会において、退職給付額の減額を伴う支給要件の一部見直しについて平成 23 年度以降、継続協議することになった。

- 「重勝式発売の将来像」に基づき、GⅢ以上の開催において競輪場間で加算金を引き継いでいくための一部事務組合の設立について、平成 23 年 3 月議会での議決を目途に協議、検討を行ったが、設立時の構成団体数が少ないこと、発売委託予定の民間ポータルサイトの開発期間等の問題により、平成 23 年 6 月議会での議決を目途に再調整することとなった。

- その他開催運営に関する諸問題については、概定番組の見直しに伴う賞金の改訂、選手の前検日から初日出走までの間に対する欠場の取り扱い、GⅢ以下の競走得点の見直し等について検討を行った。

- 新規顧客の獲得を目途とした女子選手による競輪競走及びミッドナイト競輪の実施に向けた具体的な検討を開催運営に関する調整委員会（以下、調整委員会）で行った。

その結果、女子選手による競輪競走については、平成 24 年 7 月デビューを目指し、入学試験に合格した 36 名が競輪学校へ入校することとなっている。

また、愛称について、KEIRIN. JP で公募を行った結果「GIRL'S KEIRIN」とすることが決定した。

ミッドナイト競輪については、平成 23 年 1 月から試行的に実施され、今後、試行を継続しながら、本格実施へ向けた検討をしていくこととなっている。

- 車券予想に関する顧客満足度向上委員会（以下、CS委員会）では、「概定番組」「番組編成」「S級S班のあり方」「競技ルール」「賭式」「初心者ガイダンス（情報提供）」の項目毎に設置したワーキンググループの検討結果に基づいた施策について、順次実施していくとともに、その進捗状況、検証等について、都度CS委員会に報告、協議を行った。

また、S級S班の人数及び優遇措置のあり方については、「S級S班のあり方」WGでの検討を踏まえ見直し協議が行われた結果、平成 23 年 12 月 27 日適用のS級S班から現行の 18 名を 9 名とし、必須開催の廃止、希望あつせんを欠場した場合のペナルティ強化等を適用することが確認された。

- 調査統計業務については、開催収支関係業務を中心に、34 条報告関係のデータの整理、コストに関する調査、競輪場廃止に伴う訴訟関係の情報収集を行い、施行者に対して情報提供を行った。

推 進 部 関 係

業界全体としての統一的な広報宣伝の強化のため、広報機能強化委員会で取りまとめた報告（平成 21 年 8 月）に基づき、平成 22 年度の本会広報宣伝事業は、テレビを中心とし各種媒体を連携させた広報宣伝を実施した。

また、同事業について、次年度以降の事業の参考に資するため、競輪顧客、一般の方及び施行者から広くアンケート調査を実施し、顧客拡大委員会及び競輪広報機能強化連絡会に報告のうえ、費用対効果等の検討を行い、平成 23 年度広報宣伝事業計画を決定した。

特別競輪等における広報宣伝等の統一事業については、「平成 22 年度特別競輪等広報宣伝事業計画」及び「平成 22 年度特別競輪等における顧客等要望調査実施計画」に基づき、開催施行者と連携し実施した。

平成 23 年度のスピードチャンネル放送料金については、BRONSE 集配信システムの稼働に伴い、平成 23 年度以降の放送料金体系の見直しを行い、GⅢ以上の放送料金を減額することとなった。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響による開催中止等を考慮し、本会広報宣伝事業の一部を中止した。

業 務 部 関 係

施行者収益の向上及びお客様の満足度を向上させるとともに、競輪開催の円滑で公正安全な業務運営を推進するため、競輪場における開催日程の調整や、情報処理システムの安定稼働に取り組んだ。平成 22 年度については、G クラス開催全般の見直し、各競輪場・サテライトにおける次世代トータリゼータシステムへの移行、動画集配信事業「BRONSE」の全場にわたるネットワーク構築の進捗と BRONSE の一部であるインターネット動画サービスシステムの先行稼働を実施するとともに、サイクルテレホン事務センターの業務委託形態を変更して事務の効率化及び経費削減に努め、電話投票の活性化を進める一方で、民間ポータルサイトの活用についても検討を行った。

また、安全で安心して楽しめる場環境の実現を図るため、各競輪場の自衛警備関係者の質的向上及び、諸会議を通じて情報交換等に努めるとともに、予測し難い地震災害等の発生に備えて、装備資機材の点検、整備及び想定訓練の実施等の諸施策を各場が実施するよう指示した。

これらの検討課題については、開催運営委員会、情報システム委員会を中心に協議・検討し、施行者及び関係機関等と調整を行った。

(業務課)

- 平成 22 年度記念競輪 (GⅢ) の日程調整を行うにあたって、「記念競輪開催日程の調整方法」を見直し、4 日に満たない特別競輪等開催場が同一年度に開催する記念競輪は、日程調整における優先順位を下位に位置付けて、調整を行った。

さらに、平成 23 年度記念競輪の日程調整方法については、サマーナイトフェスティバルを除く 4 日に満たない特別競輪等の開催場が同一年度に開催する記念競輪は、予め、開催運営委員会において日程を定める等、新たな調整方法を制定した。

- 平成 22 年度から、新たに久留米競輪場がナイター競輪を開始した。
- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、翌日の 12 日以降 3 月末まで全国の競輪開催が中止となった。また、東京電力管内の競輪場については、電力事情等の影響により、引き続き、4 月下旬まで開催が中止となった。
- 平成 24 年度に向けた特別競輪等の見直し案を、作業部会においてまとめ、特別競輪等運営委員会幹事会に提案した。
- 新型インフルエンザ対策本部において、「新型インフルエンザ対応要綱」の一部修正を行った。

- 「場間場外契約時における職員派遣協定及びその他契約書の変更」と「従事員雇用契約」について、それぞれ、法令を遵守した適正なものにするため、見直しを行った。

(情報施設課)

- 平成21年10月から稼働している次世代トータリゼータシステム(TZS)に対し、平成22年度は競輪場22場、専用場外車券売場(サテライト)23か所が移行を完了し、21年度からの累計では競輪場27場、サテライト28か所が移行を完了した。

また、追加機能として「売上速報サービス」と「出走表作成支援システム」の開発を行った。

- 動画集配信事業として進めてきた「BRONSE」について、インターネット配信(KEIRIN.JPストリーム)が5月からの試験配信を経て、10月30日から本格運用を開始した。ネットワーク構築では、各競輪場及びサテライトの現地調査を実施し、10月までに全競輪場、平成23年3月に全サテライトのネットワーク敷設が完了した。

また、各場が負担する利用料を決定し、BRONSEが稼働することによって不用となる音声バックアップ回線の取り扱い方針をとりまとめた。

- 民間ポータルサイトによる7賭式発売については、次世代TZSの全場移行に伴い、民間ポータルサイトがVICシステムに接続し、一般のサテライトと同様の扱いとなることから、民間ポータルサイトの参入条件をはじめ、発売形態、業務委託、事務処理等についての『民間ポータルサイトによる7賭式発売方針』を取りまとめた。

- KEIRIN.JPが、情報提供機能に係るソフトウェア・ミドルウェアのリプレースに伴い全面的にリニューアルすることが決定し、【新規のお客様の獲得】【利便性向上】【リピート率向上】をコンセプトにデザインも一新し23年3月までに開発が完了し4月よりサービスを開始することとした。

- 次世代TZSの稼働に伴い、一元的なシステム管理のもと、次世代TZSに移行した場では車券の払戻期間満了日の設定が統一されることとなったが、各場で任意の設定が可能であったため、場外発売を実施するうちの一場が他場と異なった満了日の設定をすると、全ての場が異なる設定をした場の満了日に牽引されてしまうというシステム上の課題が浮き彫りになった。

このことから、次世代TZS導入で将来的な目標となっている全場相互払戻の実現を見据えた中で、統一した支払期間満了日の設定方法に係る考え方及びその対応方策等について、本会顧問弁護士に照会を行い、その見解を踏まえ、第3回競輪制度委員会(平成23年2月10日開催)において協議した結果、法的に問題のない対応とするには、自転車競技法に定める60日間を

厳守し、支払期間満了日を統一することが確認された。

その結果、次世代T Z S構築プロジェクトにおいてシステム改修の検討を行い、場外発売を伴う開催においては、本場が統一して場外場も含めた車券の支払期間満了日を設定する機能に改修し、平成 23 年 4 月からシステム稼働することとした。

- 平成 22 年度は、V I C のシステムにおいて、次世代T Z Sで 12 件、情報提供関係で件、電話投票関係で 7 件、KEIRIN. JP ストリームで 2 件の障害が発生し、影響を受けた施行者との協議、連絡調整を行い、V I C に対してはさらなる管理徹底の強化を要望した。
- 各競輪場の走路関係について、ウォークトップ塗布における状況把握を行い、「平成 21 年度競輪場競走路改修等実施状況及び 22 年度実施計画一覧表」として取りまとめた。
- 久留米競輪場が、平成 23 年 1 月からの冬季間、飯塚オートレース場において使用している仮設照明機器を使用し、ナイター競輪の開催を計画したことから、J K A とともに調査を行い、「ナイター競輪開催対応施設整備指針の制定について」に則った施設改修整備が行われていることを確認した。
- 平成 22 年度は新規専用場外車券売場の開設はなかったが、施行者からの新規場外設置に関する問い合わせや要請に応じ、J K A や各当該経済産業局との調整を行った。
- 包括民間委託については、平成 22 年度 4 月より、富山競輪場及び高知競輪場の 2 場が実施したため、各場の内容について調査し、資料を作成した。
- 各競輪場及び専用場外車券売場の施設状況を調査し、C D - R O M に取りまとめ、施行者、関係団体に配布した。

(サイクルテレホン事務センター管理室)

- 会員募集（定期、通年）を実施するとともに、募集をより効果的に行うため、ホームページ（Smart KeiRin）、KEIRIN. JP での告知やスポーツ紙への告知広告を展開した。
- 電話、メールによる各種の問い合わせに迅速、的確に対応するとともに、会員の個人情報の管理にあたっては、セキュリティーの確保など厳格な管理を行った。
- 会員への情報提供として、「ウイニングラン」の発行、「F A X B O X サービス」による全国の開催案内、場別出走表などの情報提供を行った。
- 長期無投票会員に対する車券購入促進キャンペーンを実施、長期無投票会員の購入促進を図った。
- インターネット銀行会員を対象とする競輪ネットバンクサービス（K N B）での精算処理方法を見直し、会員の利便性の向上と銀行手数料の負担軽減を

図った。

(保安課)

- 観客等が安全、安心の場環境を実現するための自衛警備体制の確立を図るため、各競輪場の自衛警備関係者の質的向上及び、各会議を通じて情報交換等に努めた。
- 平成 22 年 3 月末現在の 47 競輪場の自衛警備体制、警備資器材の整備状況及び暴力団・ノミ屋等追放対策の推進状況等の実態調査を行った。調査結果は「平成 21 年度自衛警備体制等の実態」と題した冊子に取りまとめ、施行者及び関係機関等に配布した。
- 暴力団等認定の補完資料として、暴力団・ノミ屋等の関係事件等が掲載された新聞記事をデータベース（CD）化し、報道集を作成した。
- 全国の公営競技場等から暴力団・ノミ屋等を排除するための啓発活動の一環として、ノミ行為防止ポスター及び暴力団等入場禁止ポスター 2,600 枚作成し、関係機関、競技場等に配布した。

総務部関係

平成22年度は、本会運営の円滑化と効率化を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらには、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技運営の情報交換・連携に努めた。

1 会員（施行者）の現況

(1) 会員数

平成23年3月31日現在の会員数は、48団体（地方自治体数61）である。

(2) 自転車競技法第1条の規定に基づく市町村の指定

平成22年2月26日付で自転車競走が実施できる地方自治体のうち、指定期限の切れる12市に対して、総務省（告示第52号）告示がなされた。

都道府県名	市名	自転車競走が行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成23年3月31日	
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	同上	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

2 役 員

平成 22 年度は、首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、平成 22 年 6 月 24 日開催の第 1 回通常総会及び平成 23 年 3 月 8 日開催の第 2 回通常総会において、次のとおり選任及び報告を行った。

○ 第 1 回通常総会 (敬称略)

- | | | |
|-------|---------|---------------------|
| (理 事) | 渡 辺 敬 夫 | (新任、いわき市長：北海道・東北地区) |
| (理 事) | 佃 弘 巳 | (新任、伊東市長：南関東地区) |
| (理 事) | 谷 一 夫 | (新任、一宮市長：東海地区) |
| (理 事) | 大 西 秀 人 | (新任、高松市長：四国地区) |
| (監 事) | 森 雅 志 | (新任、富山市長：東海地区) |
| (評議員) | 西 尾 正 範 | (新任、函館市長：北海道・東北地区) |
| (評議員) | 細 江 茂 光 | (新任、岐阜市長：東海地区) |
| (評議員) | 山 中 光 茂 | (新任、松阪市長：東海地区) |
| (評議員) | 中 村 時 広 | (新任、松山市長：四国地区) |

○ 第 2 回通常総会

- | | | |
|-------|---------|-----------------|
| (理 事) | 上 田 清 司 | (再任、埼玉県知事：関東地区) |
| (理 事) | 藤 本 和 成 | (新任、本会 業務部長) |
| (評議員) | 野 志 克 仁 | (新任、松山市長：四国地区) |

3 事務局執務体制

平成22年度は、4部をもって組織し、職員の適正配置を図り、事業運営の円滑化に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区分 概要	事務局長	企画部	推進部	業務部	総務部	合計
平成22年 4月1日 現在	1	7	4	11	7	30
平成23年 3月31日 現在	1	7	4	11	6	29
平成23年 3月31日付 退職者	0	0	1	0	1	2

4 諸会議の開催

22年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会（2回）、理事会（10回）、評議員会（3回）、地区協議会会長会議（2回）、相互補償審査委員会（1回）をはじめ、各種委員会等を開催した。

その他競輪事業の円滑かつ効果的、効率的な運営に向け、関係団体の各種会議に出席し、施行者の要望の反映に努めた。

5 特別競輪等表彰関係

（1）特別競輪表彰関係

G P及びG Iレースでは、本会会長賞として優勝者に対し、記念品（メダル）及び賞状を授与し、その栄誉を称え、これを表彰した。

G IIでは、関係団体表彰として、優勝者に賞金を、ルーキーチャンピオンレースでは記念メダルを、関係団体(財)J K A、(財)日本自転車競技会、全国競輪場施設協会)との共同負担でそれぞれ授与した。

G IIIレースにおいては、優勝者に対し、記念品（メダル）を授与した。

(2) F I (企画レース・冠レース) への表彰

F I レースにおいて、企画レースや元選手の名前を付した冠レースに対し、本会理事長賞を設け、優勝者に対し、記念品を授与した。

6 競輪活性化対策

○ 競輪政策決定会議

平成 14 年 4 月発足。

- 目的 : ① 顧客第一主義
② 競輪事業の経営基盤安定

競輪政策に関する最終意思決定機関である競輪政策決定会議が平成 22 年度は、3 回開催された。

第 1 回 (持ち回り)

- (1) 開催日時 平成 22 年 6 月 10 日 (水)
(2) 議 題 女子ケイリンにかかわる募集等スケジュール及び検討
会議体の変更について

第 2 回

- (1) 開催日時 平成 22 年 9 月 21 日 (火)
(2) 議 題 (1) ミッドナイト競輪について
(2) 日韓競輪について
(3) 女子ケイリンについて

第 3 回 (持ち回り)

- (1) 開催日時 平成 22 年 10 月 18 日 (月)
(2) 議 題 ナイター競走実施要領の改正について

7 東日本大震災による競輪への影響と今後の対応について

平成 23 年 3 月 11 日に宮城沖を震源とした大地震と津波による被害、更に福島第一原子力発電所の事故が発生した。

この震災発生直後から、3 月 11 日開催中の競輪場は、地域により発売が中止となり、また、翌日から全国的に開催中止を余儀なくせざるを得ない状況となった。

今回の震災に伴い、競輪開催について経済産業省製造産業局車両課 (以下「車両課」という。) から「電力使用の抑制要請とともに、節電の観点から当分の間、全ての開催の自粛の要請」(平成 23 年 3 月 14 日付) があった。

これらの状況を踏まえ、競輪関係団体が集まり「4 月以降の競輪開催に係る検討委員会」にて被災地支援策や開催再開に向けた今後の対応等について、協議が行われた。

また、本会においては、平成 22 年度第 10 回理事会（平成 23 年 3 月 26 日開催）において、「東北地方太平洋沖地震に伴う競輪事業現況及び今後の対応について」協議が行われた。

その後、車両課から本年 4 月以降については、「東京電力及び東北電力管内において、引き続き、本場開催の自粛の要請」（平成 23 年 3 月 28 日付）があったものの、自粛の地域が特定されたため、4 月より西日本からの開催再開に向けての具体策が協議、決定された。

なお、大震災の呼称については、平成 23 年 3 月末まで「東北地方太平洋沖地震」としていたが、平成 23 年 4 月 1 日以降、政府により「東日本大震災」に決定された。

（1）平成 23 年 3 月 11 日開催の途中打ち切り及び中止した競輪場について

東北、関東地方において、施設に係る被害が少なかったものの、場内の混乱等を勘案し、震災発生後、開催の途中打ち切りや中止をした。

ア 開催の途中打ち切りの競輪場

宇都宮競輪場、川崎競輪場

イ 中止した競輪場

小倉競輪場（ミッドナイト競輪）

（2）平成 23 年 3 月中の開催中止

車両課の電力抑制要請文書（平成 23 年 3 月 14 日付）により、震災発生以降、節電の観点から当分の間全ての開催は自粛することとなった。

平成 22 年度の開催日数は、2,660 日と予定されていたが、大震災の影響により 3 月中旬以降の開催が中止となり、玉野市、岸和田市、松山市における記念競輪（GⅢ）の開催を含む 149 日減（他の事由で 2 日減）の 2,509 日の開催となった。

（3）施設面の影響について

全輪協では、大震災発生後から東北地方、関東地方を中心に、大震災による施設の被害やインフラの状態及び施行者による発売態勢の可否についても競輪場と専用場外車券売場に対し聞き取り調査を実施した。

施設面の報告については、（別添 1）の通りである。

（4）開催再開に向けた今後の対応等について

大震災により競輪が受けた状況の把握や、今後の競輪再開に向けた取り組み等を「4 月以降の競輪開催に係る検討委員会」を発足して、様々な事項を協議した。

ア 開催名称

平成 23 年 4 月以降の競輪開催については、「東日本大震災被災地支援

競輪」とする。

イ 4月から開催可能な競輪場

平成23年4月1日から再開することを決定し、開催可能な競輪場から予定されている日程で実施する。

節電エリア内（1都8県で計画停電は5グループに区分）における競輪場及び専用場外車券売場においても停電の影響及び節電に十分留意することを条件として、発売できるものとする。

4月から開催する競輪場は下記の通り（平成23年3月末時点）とした。

（ア）東日本の競輪場

北海道・東北地方、関東甲信越の内、函館競輪場と静岡競輪場

（イ）西日本の競輪場

豊橋競輪場や富山競輪場以西の競輪場

ウ ナイター等の開催

東京電力、東北電力エリア外でのナイター競輪とミッドナイト競輪は開催可能とする。

エ 競輪関係団体からの支援策（別添2）

競輪再開をするにあたり、JKA、日本自転車競技会、日本競輪選手会、全国競輪場施設協会、車両情報センター、車両スポーツ映像から、内容や期間は異なるが支援策が出され、実施に向けた検討がされた。

オ 競輪場及び専用場外車券売場での再開アピール

競輪界では、共通キャッチフレーズとして「がんばろう！日本」として、被災地支援の横断幕やポスター等を製作し、場内掲示すると共に、半旗の掲揚や開催初日に選手による黙祷等及び場内イベント及び装飾等の過度の演出は行わないことも確認された。

【作製する支援グッズ】

横断幕、ポスター、シール、缶バッジ、募金箱、喪章

カ 4月以降の競輪開催に係る検討委員会

第1回	平成23年3月18日（金）	於	JKA
第2回	平成23年3月23日（水）		〃
第3回	平成23年3月25日（金）	於	全輪協
第4回	平成23年3月27日（日）		〃
第5回	平成23年3月31日（木）		〃

【構成団体】

経済産業省製造産業局車両課・JKA・日本自転車競技会・日本競輪選手会・全国競輪場施設協会・車両情報センター・全国競輪施行者協議会

(5) 被災地支援策について

- ア 4月以降の開催を「東日本大震災被災地支援競輪」として売上の一部を拠出する。
- イ 競輪場や場外車券売場での募金活動や競輪選手による街頭募金やオークション等を実施する。
- ウ 震災直後、競輪界として日本赤十字に対し2億8千万円を拠出した。

(6) 東日本大震災に伴う被災地管内で発売された車券の取扱いについて

東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降に、払戻金・返還金の時効日をむかえ、かつ今回の震災により払戻業務が不可能な地域において、発売された車券については、車両課と本会で協議を行った結果、民法147条第3号（時効の中断）を適用する事ができると判断した。

この対応については、施行者間で統一的な運用が必要であることから、平成23年1月10日から3月11日までに下記の競輪場及び専用場外車券売場で発売された車券については、本場施行者の了解を得た上で、払戻金及び返還金の交付期限を平成23年5月10日とすることとした。

本会では、全施行者に対し、各競輪場及び管理する専用場外車券売場において、下記②の売場で発売された車券については、交付期限の延長に留意の上対応いただくよう周知を行った。

ア 対象となる車券

平成23年1月10日から平成23年3月11日までに下記の競輪場及び専用場外車券売場で発売した車券

イ 対象競輪場及び専用場外車券売場

(ア) 競輪場

いわき平競輪場

(イ) 専用場外車券売場

サテライト大和、サテライト宮城、サテライト福島、サテライトあだたら、平場外、郡山場外、サテライトかしま、サテライト水戸、サテライトしおさい鹿島

ウ 払戻金及び返還金の交付期限

平成23年5月10日（火）

※ 地震の発生した平成23年3月11日に施行者が時効の中断を承認したものとし、3月11日以降に時効をむかえる全ての車券の払戻期限については、翌3月12日を起算日として、払戻有効期間を60日とする。

エ その他

既に、場外側で精算業務を終了されている場合においても、お客様か

ら払戻請求、返還請求があった場合には、対応をお願いする。

(7) 開催中止に伴う約款上の措置

東日本大震災発生以後、同震災の影響によって開催を中止した場合の約款上の措置について、関係団体との協議の結果、以下のとおり取扱うことを決定した。

○ 開催中止の理由

- ・ 同地震の影響により競輪場施設に災害を受けたことにより開催を中止する場合 … 【約款 13 (1) ア】

「競輪場施設その他に災害を受け開催することについてははなはだしく支障があるとき。」

- ・ その他同地震の影響により開催を中止する場合

… 【約款 13 (1) ウ】

「競輪場周辺地域に災害救助法が適用されたとき、または、はなはだしい災害により競輪を開催することが相当でないと認められるとき。」

○ 開催中止に伴う選手への補償

… 【約款 15 (2)】

「甲（施行者）が 13 の（1）、もしくは 13 の（2）のオまたはカのいずれか一つの事由により契約を解除するときにおいて、すでに乙（選手）が競輪参加に係る乗車船券を購入していたとき、またはすでに参加の途次にあつたときは、甲は乙に対し乗車船券の払戻しに係る交通機関の手数料および参加の途次までに要した交通費等の費用を弁償するものとする。この場合において、乗車船券その他の交通費等は 6 の（2）の「参加旅費規程」において定めたものによる。」

⇒	選手に対する補償金	: なし
	購入済みの乗車船券の払戻手数料	: 手数料の弁償

※ 上記措置の適用は、震災発生から 3 月 29 日を節初日とする開催であつて、選手との出場契約成立後のものを対象とする。

※ なお、競輪場への選手到着後の補償額及び開催の一部を中止・打切りとした場合の補償額については、上記に依らずそれぞれ算出。

(8) 経済産業省製造産業局車両課から本会への要請文書（別添 3）

ア 東北地方太平洋沖地震による電力使用の抑制要請について

平成 23 年 3 月 14 日付

イ 東北地方太平洋沖地震による電力使用の抑制要請について

平成 23 年 3 月 28 日付

8 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月 1 日より、公益法人改革関連 3 法が施行されたことで、本会は従来の公益法人から特例民法法人に移行しているが、同整備法に基づき、平成 25 年 11 月 30 日までに、新法人への円滑な移行申請手続きを行い、認可を受けることが求められている。

本会が目指す方向性としては、法律上の要件から、公益社団法人ではなく一般社団法人に向けた手続きをする必要があるため、新法人に適合した定款案の作成を検討した。併せて、新法人への移行後の本会資産について、公益のためにどのように支出していくのかを明示する公益目的支出計画（移行認可申請を行う際に添付する公益目的財産額を支出する計画）の作成を検討した。

公益目的支出計画には、主務官庁（経済産業省）が「公益的な活動」として認める事業（但し、公益認定等委員会において、公益に相応しくないと判断した場合には、実施事業として認めない場合もある）を載せることも可能なので、経済産業省と協議を行った。

さらに、公益法人制度改革について、一定の整理、検討が進んだ段階で、公益認定等委員会事務局に相談を行い、本会の課題整理に反映させるように努めたほか、競輪関係団体と連絡調整を行い、各団体の移行準備状況を確認し、本会の移行に向けた検討作業の参考とした。

また、本会は、一般社団法人への移行後は、非営利型法人に適合する可能性が高く、法人税法上は、公益法人と同様に、収益事業課税方式（収益事業のみに課税）となるため、本会が行う事業を精査し、法人税の課税の有無について、税理士等と検討した。

9 事務所の移転について

本会の財政基盤の強化を図るため、諸経費の見直し・削減等の一環として、平成 22 年 10 月に東京都中央区の事務所から低廉な家賃の東京都台東区の事務所に移転を行った。

新事務所 : 東京都台東区駒形 1-12-14

日本生命浅草ビル 5 階・6 階

旧事務所 : 東京都中央区銀座 3 - 4 - 12
文祥堂銀座ビル 6 階